

令和5年度 指定管理者評価結果票

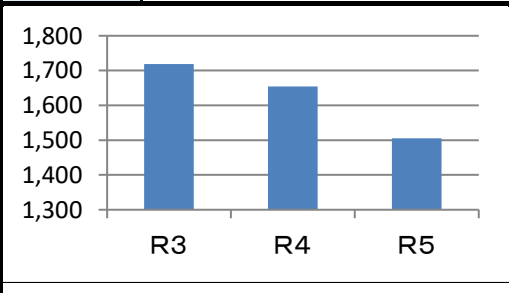
所 管 課	健康福祉部 障害福祉課
評価対象期間	R5.4.1 ~ R6.3.31

1 基本情報

施設概要	名 称	岐阜県立陽光園
	所 在 地	美濃市立花1155-5
指定管理者	名 称	社会福祉法人岐阜県福祉事業団
	構 成 員	—
	所 在 地	岐阜市下奈良2丁目2番1号
	指定期間	R3.4.1 ~ R8.3.31
指定管理業務の内容		・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)(以下「障害者総合支援法」という。)第5条第11項の規定により、身体障害者につき施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の施設障害福祉サービスを行う業務。 ・障害者総合支援法第5条第8項に規定する短期入所(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者に係るものを除く。)を行う業務。 ・施設の管理に関すること。 ・その他仕様書に定めること。

2 利用状況を把握するための指標

指標	利用者数 (単位:人)
R3	1,719
R4	1,654
R5	1,505



R3	1,719
R4	1,654
R5	1,505

3 令和5年度の収支状況 (単位:千円)

収 入 計	357,847
利 用 料 金	357,014
指定管理料	0
そ の 他	833
支 出 計	350,988
人 件 費	253,514
施設管理費	36,799
そ の 他	60,675
差 引	6,859
納 付 金	0

4 前年度の評価員会議の主な意見及び対応

前年度の評価員会議の主な意見	対応状況
・施設利用に関する中長期的な計画を作成して、トラブルの発生に備えてほしい。	・県が作成している中長期保全計画に基づき営繕要望するとともに、施設利用においてトラブルが発生しないよう、日常的な建物等の点検を行っている。なお、修繕等が必要な場合は迅速に対応している。
・事故の発生について、介護体制や職員配置上の問題はないか検討してほしい。	・利用者の高齢化に伴い、重度化も進んでいる。センサーマットの使用やベッドの更新、日頃の支援方法の見直しなどを行うことで、事故を未然に防ぐように努めている。

5 評価員会議による評価結果

評価項目	評価点 (平均点)	評価員の主な意見
管理基準の充足状況	3.0	・モニタリング等、利用者の意見の反映に努められており評価できる。 ・「たとえ身体は不自由でも心は豊かでありたい」との生活指針のとおり、心が豊かになる支援に努められており評価できる。 ・利用者減、職員減等の問題に対する施設のあり方を検討する段階ではないかと思う。
設置目的の充足状況	3.4	・利用者の満足度を高める努力がされており評価できる。 ・オンライン研修に限定することなく、今までどおり実践研修も推進してほしい。
公共性の確保の状況	3.2	・施設の老朽化、職員の退職等困難な環境の中でジレンマを抱えながら対応がされている。 ・施設の問題を社会の問題として協力を得るための発信の取り組みがさらにあると良い。
経営状況	3.2	・定員減になったが、前年と比べてサービス収入が増加している。
派生的効果	3.4	・コロナ禍終結後、ボランティアの受入れは徐々に回復しており評価できる。 ・地域支援が依然として滞っており、地域との交流、連携の活動を再構築していただきたい。

<評価基準>

5	協定書等に定める水準を上回る管理運営がなされており、かつ特筆すべき実績・成果を上げている
4	協定書等に定める水準を上回る管理運営がなされている
3	協定書等に基づき、適切な管理運営がなされている
2	協定書等に基づき、概ね適切な管理運営がなされているが、一部に更なる工夫や改善を要する
1	改善を要する

6 県による評価結果

最終評価	評価の考え方
A	・協定書に定めるサービス水準を満たし、適切に管理されている。 ・設備の整備や教室の開催といった事業により、障がい者と高齢者というニーズの異なる利用者が共有でき、安心、安全、快適に利用できるよう運営がなされている。

<評価基準>

S	優れた管理運営がなされており、かつ十分な実績・成果を上げている
A	優れた管理運営がなされている
B	適正な管理運営がなされている
C	改善を要する